――		―――炭素の含有量が全重量の0.6％未満のもの			
	011	―――――高張力鋼板（引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）	KG		に
	019	―――――その他のもの	KG		」に

改める。

輸入統計品目表第七一一五・三〇号中

――	900	――その他のもの	KG		」を
――		――その他のもの			
	910	―――酸洗いをしたもの	KG		に
	990	―――その他のもの	KG		」に

改める。

輸入統計品目表第七四〇三・一九号中

――		―――課税価格が１キログラムにつき500円を超えるもの			
	031	―――――精錬用のもの（銅の含有量が全重量の99.8％以下のものに限る。）	KG		を
	039	―――――その他のもの	KG		」を
――	030	―――課税価格が１キログラムにつき500円を超えるもの	KG		」に

改める。

輸入統計品目表第七四一九・九九号を次のように改める。

7419.99	000	――その他のもの		KG	

輸入統計品目表第八二〇二・九一号を次のように改める。

8202.91	000	――ストレートソーのブレード（金属加工用のものに限る。）	NO	KG	

輸入統計品目表第八二一二・二〇号を次のように改める。

8212.20	000	―安全かみそりの刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）		TH	

輸入統計品目表第八四二四・八九号を次のように改める。

8424.89	000	――その他のもの	NO	KG	

輸入統計品目表第八五〇六・一〇号を次のように改める。

8506.10		―二酸化マンガンを使用したもの			
		――アルカリマンガン電池			
	011	―――ボタン電池		NO	
	019	―――その他のもの		NO	
	090	――その他のもの		NO	

輸入統計品目表第八五四〇・二〇号を次のように改める。

8540.20	000	―テレビジョン用撮像管、イメージ変換管、イメージ増倍管その他の光電管	NO	KG	

輸入統計品目表第九〇一八・一三号を次のように改める。

9018.13	000	――磁気共鳴画像診断装置		NO	

輸入統計品目表第九〇一八・一四号を次のように改める。

9018.14	000	――シンチグラフ装置		NO	

輸入統計品目表第九〇一八・一九号を次のように改める。

9018.19		――その他のもの			
	010	―――超音波診断装置	NO	KG	
	090	―――その他のもの	NO	KG	

輸入統計品目表第九〇一八・三一号を次のように改める。

9018.31	000	――注射器（針を付けてあるかないかを問わない。）	NO	KG	

輸入統計品目表第九〇一八・三二号を次のように改める。

9018.32	000	――金属製の管針及び縫合用の針		KG	

輸入統計品目表第九〇三一・四九号を次のように改める。

9031.49	000	――その他のもの		NO	

輸入統計品目表第九〇三一・八〇号中

――	012	―――動力試験機	NO	KG	」を

削る。

輸入統計品目表第九一〇一・一九号を次のように改める。

9101.19	000	――その他のもの		NO	

輸入統計品目表第九二〇九・九九号を次のように改める。

9209.99	000	――その他のもの		KG	

輸入統計品目表第九四〇一・三〇号を次のように改める。

9401.30		―回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）			
	010	――革張りのもの	NO	KG	
	090	――その他のもの	NO	KG	

輸入統計品目表第九四〇一・八〇号を次のように改める。

9401.80		―その他の腰掛け			
	010	――革張りのもの	NO	KG	
	090	――その他のもの	NO	KG	

輸入統計品目表第九四〇三・八九号を次のように改める。

9403.89	000	――その他のもの	NO	KG	

輸入統計品目表第九四〇五・五〇号を次のように改める。

9405.50	000	―非電気式のランプその他の照明器具		KG	

輸入統計品目表第九四〇五・六〇号を次のように改める。

9405.60		―イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品			
	050	――ガラス製、木製、腸製、ゴールドビーターススキン製、ぼうこう製又は腱製のもの		KG	
	040	――その他のもの		KG	

輸入統計品目表第九六〇一・九〇号を次のように改める。

9601.90		―その他のもの			
	100	――べっこう又はさんごの加工品及び製品		KG	
	900	――その他のもの		KG	